

「連ソ」問題を巡る国民政府の路線対立と「二重外交」

— 中・日・ソ関係の一考察：1933-34年 —

鹿 錫 俊

はじめに

1. 中ソ国交回復に対する日本の反応
2. 「歓喜」から「悪夢」へ
3. 対日妥協と対ソ冷却
4. 米ソ国交樹立の波紋
5. 「対ソ接近」論の台頭と汪精衛の反対
6. 蒋介石の日中ソ関係観と「二重外交」の性格
7. 「連ソ制日」への布石

おわりに

はじめに

本稿は、「『防共』問題を巡る相剋と日中戦争の勃発：1933～37年」をテーマとする研究の一部である¹⁾。この研究における「共」という概念は、国際的にはソ連を指し、国内政治的には「中国共産党」を指すものである。したがって、ソ連・中共問題を巡る日中間の対応という視点から日中戦争への過程を再検討するのが本研究の目的である。

この研究は、1930年代に関する筆者の系列研究の中間に位置するものであり、対象時期（1933～37年）の前後の時期については筆者の二つの学位論文がある²⁾。特に1931～1933年に関する学位論文とその相關論文³⁾は、本稿の前史となっているので、紙幅の制約により、そこで言及されたものは、本稿ではできるだけ省略した。したがって、先行業績の整理と文脈の内在的関連上、本稿と前記拙稿とを合わせて読んでいただければ幸いである。

なお、「『防共』問題を巡る相剋と日中戦争の勃発」という課題をまとめには、いうまでもなく、少なくとも中国、日本、ソ連および中国共産党という四方向からのアプローチが必要であるが、研究の第一歩として、本稿は、まず1933～34年間の中国国民政府に焦点を当て、「連ソ」問題を巡る国民政府指導部の内部対立、ソ連への思惑の異同及び対日対ソ「二重外交」の始動期の実態を考察することを中心としたい。

1. 中ソ国交回復に対する日本の反応

1932年12月12日の中ソ国交回復を契機に日中ソ関係が新しい段階に入った⁴⁾。しかし、この出来事に対する日本側の強い反発はその前途の険しさを増した。すなわち、中ソ国交回復の翌日、日本外務省は満州事変以来ソ連側が繰り返し求めてきた日ソ不可侵条約締結の提議を正式に拒絶した⁵⁾うえ、「支那が現在の連盟外交戦に奇勝をねらわんとする焦慮のあまり、赤化宣伝に関する重大事項を明確にせずして国交回復を急いだことは近い将来において支那の社会層に重大なる影響を招来すべし」という「憂慮」を表明した⁶⁾。同日、日本の陸軍当局は、「日露両国が最近著しく接近の傾向を示したことが露支復交の原因である」と指摘したうえ、「(1)国民党はソ連の助力により現在の勢力を得た。(2)目下江西、安徽を中心として約30万の共産党軍が跋扈している。露国側としてこれらが支那の赤化に対する有力なる足場となることはもちろんある。従って将来揚子江を中心とする南支一帯が赤色に変化すること予期せられる」として、「特に注意を喚起する必要がある」と強調した⁷⁾。そして、15日に外務省はアメリカ人新聞記者との会見談で、「露支の国交回復を以て日本に取り甚だ好ましからざる事件となし、世界の平和を脅威する二つの国が提携し、その矢面に日本が立つことになった」と述べた⁸⁾。これに応えて、23日に陸軍当局は、22日の中国国民党四期三中全会に採決されたばかりの「徹底抗日案」と関連して、「(支那が)伝統的以夷制夷、遠交近攻政策により米露両国との提携が伝えられている。国民党の真意は対日敵愾心を露骨に挑発して人心を刺激し、かつ国内の一時的結束を計り、以て対外的に無政府状態を覆はんとするにあるが、これは東洋の平和に対し重大なる脅威を加へんとするものであった。現在の急務は極東平和に対する第一手段として、まず危険極まりなき支那国民党の存在並にその外交政策を清算することである」という声明を発表した⁹⁾。

以上中ソ国交回復を以て国民政府が連ソ政策に走ったという日本当局の観測を示したものだが、中ソ国交回復の経緯から、この観測は明らかに間違っていた。というのは、「国交回復」と「対ソ連合」を終始区別してきた国民政府にとって、対ソ国交回復は日本の「満州國」承認による中国の対日接近政策の挫折と、ソ連の対「満」追随承認の暗示による「日ソ結託」の脅威による受け身的なもので、その当面の着眼点は「連ソ制日」という進撃的目標より、「日ソ結託」の阻止という防御的必要にあったからであった¹⁰⁾。

2. 「歓喜」から「悪夢」へ

だが他方で、この対ソ国交回復の本来の主要動機とは対照的に、1933年春に入ると、ソ連の対日牽制の役割にある種の期待を抱き始めたのも、国民政府、特に外交部サイドの新しい傾向であった。

それは次のような新しい情勢に起因していた。

第一に、1932年12月の山海関事件を契機に、日本軍は中国の東北三省の占領に続いて、

熱河省を攻略する構えを見せ、日中関係を新たな危機に至らせた。そして、1933年2月からは前記の対中「清算」声明の一環として、日本軍は熱河省を占領し、続いて長城一線で中国軍と激戦し、北平・天津地方という華北の心臓部への侵入も脅かしていた。これまで、「日患急、露患緩。露患大、日患小」という基本認識をもつ国民政府指導部は、「日患」の「急」が中国の忍耐の限界内に止まった時は、「患の大小」の考慮を優先して、「近ソ」より「近日」がましという政策を取ることさえできた。ところが、いまは「日患」の「急」が中国の忍耐の限界を越えたゆえに、国民政府指導部は「患の緩急」の考慮を優先して、「急患」（日本）を抑えるには「緩患」（ソ連）を利用してもやむを得ないという窮境に立たされた。

第二に、上記の新たな日中危機を背景に、対日方針を巡って従来の政府側と反政府側の拮抗に加えて、国民政府指導部の内部でも文官グループと軍人グループとが対立していた。「理を論じるだけで、勢を顧みない」¹¹⁾と言われた文官グループは日本の対中侵略のエスカレートに憤慨し、これまでの対日緊張緩和を中止し、「徹底抗日」を実行し、そのためには「安内」と「攘外」を同時に実行せざるを得ないと主張した¹²⁾。それに対して、「勢」の視点を重んじる蒋介石を中心とする軍人グループは、現時点において「確実の勝算」が中国にあることを認めなかつたゆえに、「攘外必先安内」の既定方針の堅持を望んでいた¹³⁾。しかし、文官側の強硬論による政府の内部崩壊に対する懸念、熱河省の戦略的重要性に対する重視、華北地方が「第二の満州国」と化すことに対する危惧、などの理由から、彼らは水面下で対日緩和を試みながらも、表舞台では文官グループの主張を盛り込んだ四期三中全会の「徹底抗日」方針に賛成せざるを得なかつた¹⁴⁾。従って、熱河・華北危機の最中、表裏の差があつたにせよ、「安内優先」の既定方針が形骸化され、国民政府の総体は事実上「徹底抗日」に傾いていた。「一心剿共」を中心とする「安内」への執着はもともと対ソ接近を拒んできた一大障礙となってきただけに、今の「徹底抗日」への傾斜は当然対ソ接近への傾向を増幅させた。

第三に、中ソ国交回復と時を同じくして、国際連盟は非加盟国のソ連とアメリカに対して日中紛争を扱う和協委員会への参加を要請した¹⁵⁾。さらに、その二ヵ月後の1933年2月24日に、日中紛争報告書を採択した連盟総会は日中紛争を処理する「諮問委員会」を設立し、米ソの参加を招請することを新たに決議した¹⁶⁾。この国際連盟の新しい動きに基づいて、国民政府指導者は中ソ国交の回復によって国際社会の空気が大きく変わり¹⁷⁾、ソ連がアメリカのように極東及び太平洋地域における決定的な勢力となり、他の大国の態度に大きな影響をおよぼすとしていると判断し、日中紛争の国際的解決におけるソ連の役割をより重要視し始めた¹⁸⁾。他方、中ソ国交回復に対する日本側の強烈な反発から、国民政府指導者の多くは日本側が中ソ提携を最も恐れていると認識し、長期的には「中ソ国交の回復は日本を怯えさせ、中国の雪辱・復興の基礎を一層固めた」と考え直した¹⁹⁾。

要するに、熱河・華北の危機によって「患の緩急」の考慮を優先せざるを得なかつた時

期に、中ソ復交の実現と国際社会におけるソ連の地位の上昇、日中紛争におけるソ連の対日牽制の役割の突出という三者のこの巡り合わせは、国民政府、特に外交部サイドに一種の幸運感をもたらした²⁰⁾。折しも、熱河・華北危機の中、国民政府の文官グループは対日国交断絶による「国際的対日制裁」を図り、米・英・仏に対する新たな働きかけに努めたが、3月5日までに全て拒否された²¹⁾。この米・英・仏の拒絶による孤独感と上記の幸運感を背景に、国民政府文官グループの多くは成否のいかんにかかわらずソ連に賭けようと考えた。

以上の諸要因を背景に、ソ連が連盟諮詢委員会への参加を拒否したにもかかわらず、1933年3月9日、国民政府外交部は次のような「対ソ要望事項」をソ連当局に提出することを赴任したばかりの駐ソ大使顏惠慶に訓令した²²⁾。

1. 満州北部におけるソ連権益を、掠奪・買収及びその他の非強暴手段によって日本軍に獲得されるのを防止すること。
2. 中東鉄道を始め満州北部におけるソ連権益に対する日本軍の干渉を有効な方法を以て阻止すること。
3. 「満州国」に対し如何なる事実上又は法律上の承認も与えないこと。これと相まって、「満州国」または日本から派遣された領事及び中東鉄道の職員に対しても承認を与えないこと。
4. [中国と日本が] 華北で大規模な戦争を行う場合、中国に物的援助を与えること。
5. 中国が日本と国交を断絶する場合、東京駐在のソ連大使を召還すること。
6. 適当な時期において日本に対する経済制裁に賛同しそれを実行すること。
7. 中ソ関係においては1924年の協定²³⁾の有効性を再確認すること。
8. 日中紛争に対する中・ソ・米三国の合作を形成させること。

以上の八項目から分かるように、この「対ソ要望」は当時のソ連の対中・対日政策の実際と懸け離れて、「勝手過ぎ」ともいいく内容に満ちていた。これは、外交部ら「文人」の「理を論じるだけで、勢を顧みない」姿勢の新たな表れとも言えるが、それ以上に、長城線における日本の武力侵攻の激化とそれに対する米・英らの座視という当時の情勢に照らせば、より大きな要因は国民政府が「溺れるものは藁をも掴む」という悲境に陥ったことにあったと言えよう。

しかし、中ソ国交が回復したとは言え、ソ連の対日宥和の基本政策が変わったわけではなかった。ゆえに、上記の「対ソ要望事項」がソ連側に提出された後、ソ連当局は国民政府の期待に沿う行動をとるどころか、それに反する数々の行為により国民政府を苦しめている。

まず、3月27日に顏惠慶中国大使がソ連外務人民委員部を訪ね、「日本の拡張の目標は中国の東北だけでなくソ連の極東領土をも含んでいる」こと、「他の大国が何かの措置をとる可能性が表れた場合、ソ連がこれらの国家と接触しなければ、それは中国の地位を弱

めるだけでなくソ連自身の地位も弱めることになる」ことなどを理由に、連盟諮詢委員会への不参加の取消、「法律上及び事實上の満州國不承認」という国際連盟の決議の遵守などをソ連側に再度強く要求した²⁴⁾。それに対し、ソ連側は「極東の衝突に対する不関与と中立の政策を厳格に堅持する」という中日紛争以来の外交指針を繰り返しただけで、顔の諸要望を全て退けた²⁵⁾。

次に、国民政府外交部の計画では、国交回復後の対ソ関係の「第一歩」は不可侵条約の締結から始めることになっていた²⁶⁾。したがって、4月5日、中国国民党中央政治會議は「中ソ不可侵条約主要原則」を可決し、条約の締結に向けて準備を整えつつあった²⁷⁾。しかし、24日に大田為吉駐ソ日本大使がソ連側に、「蘇支不侵略条約ヲ締結ストセハ日本ノ輿論ハ蘇側カ支那ノ術策ニ乘リタルモノトナシ蘇側ノ措置ヲ攻撃スヘキモノト認メサルヲ得サル」²⁸⁾と警告すると、翌日に「タス」社はソ連当局の意を受けてソ中間に不可侵条約の交渉をなされていることを否認した²⁹⁾。大田大使の情報によれば、「蘇支不可侵条約ハ既ニ予備的交渉ヲ完了シ唯調印ノミ残リ居ル次第ナルカ前記蘇側ノ打消ハ畢竟日本ニ対スル氣兼ネノ結果」³⁰⁾であったという。

そして、この間にソ連は、「満州國」領事の受け入れという「事實上の対満承認と見られる政策」を取り続けたうえ、日・「満」・ソ三者による国境問題協商委員会の設立にも同意し、5月2日という駐華ソ連大使の国書提出の日には、中東鉄道を「満州國」または日本に譲渡する旨を日本側に提案するまでに至った³¹⁾。

ソ連の以上の一連の行為は国民政府にとって正に衝撃の連続で、特に最後の中東鉄道譲渡案は、前記3月9日の中国の「対ソ要望事項」の主旨と真っ向から対立した。そのため、5月14日、顏惠慶大使は国民政府の訓令を受けてソ連政府に次のような厳重な抗議を行った。「中国政府は、当案はソ連政府が条約の義務を全く無視することを表明しているのみならず、ソ連が不法組織と不法な行為を行う意図を持つことをも明らかにしたと認識している」、「これはソ連政府が国際的に否定されている不法組織を承認し、侵略国に積極的な援助を与えたことに等しい」³²⁾。この声明の強い口調は、ソ連側の行為に対する国民政府の驚きと怒りの大きさを物語っている。

この3月から5月に至る間は、中国が熱河省を新たに日本軍に奪われたうえ、長城線でも敗色が濃くなりつつあった重大な時期であった。国民政府は英米・国際連盟に失望した末、がむしゃらにソ連に最後の望みをかけざるを得なかったが、結果は英米らに対する以上の失望のみであった。これについて、5月15日に国民政府司法院院長の居正は政府の会議で次のように述べている。「中ソ国交回復からわずか数か月足らずなのに、ソ連は、国際連盟が偽國〔「満州國」〕不承認案を起草している最中にもかかわらず、日本との決裂を避けるために既存の中ソ条約を無視する形で中東鉄道を売却しようとしている。その真意は実に疑わしいものである。」「ソ連外交は一貫して植民地・半植民地に同情、帝国主義の侵略政策に反対の主張をしてきたが、……近日の事態を見れば、ソ連はもはや社会主义国

の仮面を破り帝国主義国と提携しようとしている。このことの意味は極めて重大である。我々は外交上の友好国獲得に信頼を置いてきたが、これに過ちがなかったであろうか。中ソ復交の時、我々はどれほど喜んだであろう。……しかしいつの間にか過去の外交上の歓喜は苦痛な悪夢と化してしまった」³³⁾。

満州事変を契機に、日本問題への対応が国民政府の最大課題となった。これまで、国内外の情勢の悪化について、軍人グループをはじめ局部的な対日妥協を行わざるを得ないという認識が国民政府指導部に広がってきたが、実行には至らなかった。その原因是、「専ら国民の諒解を得ようとしていた」ことを別とすれば、主として「国際的援助が得られる」と誤信していたことにあると指摘された³⁴⁾。しかし、英米と国際連盟に対する失望に続いて、居正の言うソ連に関する「歓喜」から「苦痛な悪夢」への転落は、当面の「国際的援助が得られる」という「誤信」に休止符を打たせた。

他方、中国共産党は熱河・華北危機の中でも、ソ連とコミニテルンの指導の下で国民党を「帝国主義の忠実な手先」と見なし、国民政府の打倒を日本侵略反対の先決条件とする従来の方針を改めていなかった³⁵⁾。それゆえ、国民政府が剿共戦に従事している政府軍の一部を長城一帯の対日前線へ北上させた3月上旬から、中共軍は前年の上海事変期と同じく、政府軍と日本軍との激戦の隙に乘じて、政府支配地に対する反撃を展開し、国民政府とその軍を再度日本軍と中共軍による挟み撃ちの窮境にさらさせた³⁶⁾。4月に入ると、国民政府側は長城一帯の対日前線で大損害を受けつつあると同時に、南方の対中共前線では、昨年7月以来遂行してきた第四回剿共戦が破綻し、江西省、福建省など、国民政府の死活に関わる重要地域が紅軍の攻撃によって危機に陥ってしまった。この中共軍の反撃による挟み撃ちの窮境の再来のために、国民政府指導部は「心腹の禍を顧みずに、外患撃退ばかりを空言することは、前後関係と緩急関係の本末転倒に他ならない」³⁷⁾と再確認した。

ソ連と中共要因にかかる以上のような外交と内政の二つの基本判断を背景に、国民政府は5月31日に締結した「塘沽停戦協定」を契機に、日本に対する局部的妥協政策に転入した。

3. 対日妥協と対ソ冷却

日本に対する「局部的妥協政策」は、端的に言えば、まず局部的、副次的な問題での対日譲歩を以て日本との緩和を図り、そして日本との緩和を以て「安内」を優先しうる国外的条件を確保し、最後に「安内」に成功した後の国内的条件を以て対日問題をより有利に解決するという、「屈を以て伸を図る」戦略に他ならない³⁸⁾。この方針を成功させるために、方法において国民政府は「中共掃滅・赤禍肅清」と「国力の充実」を内政の根本的急務として再確定した³⁹⁾ほか、外交の面では、「日本に対して、東北三省と熱河省の割譲と偽國の承認は絶対に拒否するが、税制などの副次的な問題については、適当に周旋・処理し、日本側の感情を刺激するような行動と言論を一切極力に回避する。なお、華北の我が

「連ソ」問題を巡る国民政府の路線対立と「二重外交」

地方当局に対しては、相當に自由な処置の権限を授与し、円滑な対応を図る」ということを方針とした。

「塘沽停戦協定」を締結する前の「徹底抗日」の必要が一時的に「対ソ期待」への傾向につながったとすれば、「塘沽停戦協定」を締結した後の以上のような対日政策は、「中共掃滅・赤禍肅清」と「日本を刺激しない」という必要から、逆に対ソ政策における冷却への変化を余儀なくさせるはずであった。折りしも、6月下旬、ソ連が満州事変直後に中国新疆省の地方政府と中国主権を損なう秘密協定を結んだことが暴露された。そのため、中東鉄道問題、外モンゴル問題と並んで、新疆問題は中ソ間の主権紛争の第三の焦点として浮上した⁴¹⁾。また、「塘沽停戦協定」後、馮玉祥、吉鴻昌らが反政府軍事闘争を起こしたが、ソ連が背後で彼らを指示・支持しているというような情報が次々と国民政府に伝えられた⁴²⁾。当然ながらこの二つのことは上記の変化に拍車をかけることになった。7月7日、蒋介石は「日患急、露患緩。露患大、日患小」という持論を再度強調していた⁴³⁾。その後、対ソ関係において、国民政府はただ「関係をそれ以上悪化させない」こと及び「米・ソの接近への趨勢に賛成する」ことのみに主眼を置くことになり⁴⁴⁾、「対ソ接近」の声は低下することになった。

こうした中、8月以後、日ソ間は中東鉄道の売却価格と、「北鉄を実力で占領しようとする日満側の陰謀」と見られたいわゆる「菱刈文書」を巡って緊張が高まった⁴⁵⁾。これを背景に、10月にソ連が「日本側ニ対抗スル意味」で中国に不可侵条約の締結を持ちかけた⁴⁶⁾。しかし、9月に「中国、日本及び東亜に対するソ連の赤化計画と陰謀に関する資料」を入手した⁴⁷⁾ばかりの国民政府は、「廬山會議ニ於テ外交ハ内政ト一致セサルヘカラサルコトニ方針ヲ確定シ居リ目下ノ内政上ノ重大問題ハ共匪討伐ニアリ外交ニ於テ蘇聯ト提携スルハ矛盾スル」という理由で、全然乗り気でなかった⁴⁸⁾。

対日妥協政策に伴う対ソ冷却政策のこのような性格がソ連側に察知されるのにはそれほど時間はかからなかった。11月13日、駐華ソ連大使は次の報告をモスクワに送った。

今夏の時期とは逆に、〔中ソ不可侵〕条約に対する中国政府の態度は非常に冷たくなった。……我々の草案は一ヵ月前に既に渡してあるにもかかわらず、中国政府は何ら反応しなかった。この引き延ばしの原因は、我々の草案に南京が満足しておらず、南京政府が目下日本と今後の政策を巡って極めて重要な交渉を行っているという2点にあるだろう⁴⁹⁾。

他方、この時に国民政府の中には宋子文を始め「局部的対日妥協」政策に反対する勢力も依然存在していた。だが、彼らも妥協政策の支持者とは別の観点からソ連に対する期待を失いつつあった。これについて、ソ連大使は次のように総括している。

「宋子文と多くの中国人の眼中において、ソ連との友好関係は、それが抗日の確実な保障になることができからはじめて価値を有すると見なされている。宋は、中国の虚弱さゆえ抗日には力が足りず、よって中日衝突に対するソ連の『中立』は中国に

とって何ら役立たないと見ている」⁵⁰⁾。「中立に関する項目からソ連は利益を得られるが中国は何も得られない、と宋は述べている」⁵¹⁾。

ソ連大使の以上の観察はそのものずばりだった。しかし、彼が予想もしなかったことに、その報告の直後、米ソ国交の樹立は国民政府の内外に大きな波紋を投げかけた。

4. 米ソ国交樹立の波紋

1933年11月17日、日ソ緊張が高まり、中ソ関係が冷却しつつある中、アメリカ合衆国は16年間に及んだソ連不承認政策に終止符を打ち、ソ連と外交関係を樹立した。その前、日本のメディアは、ルーズヴェルトアメリカ大統領が10月10日付で懸案解決のための交渉を提案する通牒⁵²⁾をソ連側に送付したことから米ソ国交樹立への動きを察し、その中国への影響を懸念してきた。例えば、10月22日の『東京日日新聞』は、

米国の対露国交回復交渉決定の報は国民政府に非常な影響を与へこれによつて政府の対露政策の方向を決定するであろう。……国民政府の目下の対露政策は全く米国と足並を揃へるといふことに尽くされている、したがつて今回の米国の露国承認は国民政府をして再び親露政策に転向せしむべき転機をなすものと一般では見ている。また国民政府は米国が偶然にも日露関係悪化の場合を狙つて露国を承認せんとする事実に大なる期待を置いてゐる

と予測した⁵³⁾。

そして米ソ国交樹立が正式に公表された後の11月19日に、同新聞は以下のような「日本外務省の見解」を伝えている。

米国のソヴィエト承認によりソヴィエト政府の対日外交方針は多少挑戦的となるかも知れぬまた国民政府もこれをを利用して再び誤れる抗日政策に転向することになるかも知れぬがこれに対して厳重警戒の必要がある⁵⁴⁾。

日本側の以上の懸念は過剰なものではなかった。そもそも、ソ連と英米列国の緊張関係は国民政府の対ソ政策を拘束してきた要因の一つであった。英米・国際連盟がソ連と不眞面目であるゆえ中ソ接近が「國際同情」を失わせるという危惧は、かつて国民政府の対ソ回避政策に大きく作用した。1932年9月に国民政府外交部は「アメリカの対ソ承認はもはや時間の問題にすぎない」という新しい情報をつかんだが⁵⁵⁾、それによるある種の安心感が国民政府の対ソ国交回復にプラスの影響を与えた⁵⁶⁾ものの、「情報」が現実になるまで、上の危惧が一掃されたわけではなかった。それゆえ、「塘沽停戦協定」が結ばれた後、国民政府は当面の対ソ関係を冷却させながらも、長期的には「米・ソの接近への趨勢」を望んでいるのであった⁵⁷⁾。従つて、いま米ソ国交の樹立によって拘束要因の一つに大きな変化ができた以上、国民政府の内外に波紋が起るのは理の当然であった。

まず、言論界では『東方雑誌』という大きな影響力を持つ雑誌が早くも米ソ接近を分析する論説を掲載した。その中で、ルーズヴェルトの対ソ接近の動機について、「大恐慌」

による経済的要因とヒトラーのドイツ政権掌握による欧洲情勢の要因にも触れたが、「主要原因」を「極東問題の逼迫」にあると断じた。そのうえ、「九・一八〔満州事変〕の暴行以後、中国を独占しようとする日本の野心は火を見るよりも明らかになった。……日本の横行は東北三省から熱河へ、さらに関内へと進み、華北全体を席巻しようとする勢いを見せている。それによるアメリカの屈辱と憤慨は言うまでもない。最近、日本は外交政策を改め、勢を以て強圧した後に利を以て誘惑し、中国の親日派も抬頭し始めた」ため、アメリカは声を出さなければならなくなつた⁵⁸⁾と、アメリカの対ソ接近は日本を牽制するためにほかならないと強調した。

一方、同じく大きな影響力を持つ『大公報』という新聞の11月23日付社説は、次のように論じている。

最近の国際情勢が中華民族にある種のチャンスをもたらした。過去の国際情勢の最大の特色は「赤」と「白」の両立しないことにあった。だが、今日、赤と白を代表するソ連とアメリカという二大勢力が握手してしまった。このような赤と白の並存はコミニンテルンの中国赤化活動が消極化に転じたことを裏付けた一方、日本に対する米ソの新しい均勢が形成されたことも象徴している⁵⁹⁾。

上は輿論の反応であったが、それと相まって、国民政府指導部内部でも、外交部政務次長唐有壬の指摘を借りて言えば、「多くの人、特に国際関係通と自認する人が米ソ復交を見て、極東の新たな均衡が成立し、それにより日本はこれからは憚らざるを得なくなり、中国はこの情勢の下で一時的な気休めができたと判断している」⁶⁰⁾。特に注目すべきは、『大公報』が説いた「赤と白の並存」論も新聞の論調に止まらず、国民政府の要人、国民党中央組織部長の陳立夫という著名な反共家でさえ、須磨彌吉郎南京総領事との談話で、「日本カ飽ク迄霸道ヲ以テ臨ムナラハ支那ハ藁ヲモ攫マン其ノ藁ハ紅ナル（共産党）ト白ナル（英米アタリカ）トヲ問ハサルナリ」⁶¹⁾と喝破した。

上の情勢を背景に、中国が米ソ国交樹立を機に対ソ関係を緊密にしなければならないと主張する声もあがった。『独立評論』第78号に掲載された胡適の「世界新情勢下の中国外交方針」と題する論説はその先陣を切った。その要旨は次の通りである。

目下の中国は確かに日本との衝突や決裂を避けるべきである。しかし、だからといって国際連盟と欧米第三国を捨ててはいけない。中国の外交は、四つの路線即ち日本、ソ連、アメリカ、国際連盟（西欧とイギリスを代表するもの）を併せて考慮しなければならない。四つの路線を全てうまくつかめるのは最高であるが、次善の策としても少なくともその内の三つの路線に目を配らなければならない。

ここ二年来、我が外交の業績は国際連盟とアメリカという二つの路線を掴むとともに、ソ連との関係をも修復したことにある。それにより中国の問題を世界の問題にし、日本を世界道徳によって非難される罪人にしたからである。

二年前、各大国が協力できず極東を顧みる余裕もなかっただけに、日本は大胆に国

際条約を破り紛争を起こすことができた。米ソ国交が樹立した今、世界情勢が大きく変わった。これから日本の軍閥は自分の野心を少々抑えなければならなくなるだろう。

ソ連の国際理想主義、新大陸の国際理想主義及び国際連盟の国際理想主義という三つのグループの提携は、強力な国際平和主義を誕生させようとしている。我々の将来は、このような人類の理性に近い国際組織に依存しなければならない。軍閥支配下の日本は決して我々の友ではない。友を多く作り、狂犬を厳戒す。これは我々の今日の唯一の道である。もし狂犬を恐れるあまり友を作るのもやめるならば、友を作る資格さえ失うことになる⁶²⁾。

総じて、この論説において胡適は、「塘沽停戦協定」以来、汪精衛行政院長主導下の対日妥協の外交方針に理解を示しつつも、日本との関係改善のみに没頭するのは「消極的すぎる」と見なし、米ソ国交樹立という新しい国際情勢の下で中国は対日関係への対応とともに、ソ連、アメリカ及び国際連盟に対する「友を作る」外交をも再度積極的に行わなければならないと唱えていた。

胡適は北京大学の著名な教授で、学界の旗手的存在であった。33年3月以来、彼は国民政府から教育部長や駐独公使への出馬を要請されたのに続いて、この時はさらに駐米公使に就任することも求められている⁶³⁾。この点からも彼の存在感の高さがうかがえる。事实上、彼の上記の論説は政府内外からかなりの共感を寄せられたのであった⁶⁴⁾。

5. 「対ソ接近」論の台頭と汪精衛の反対

ところで、胡適の議論は政府内外に台頭してきた新しい動きを代弁したとはいえ、国民政府外交当局の見方とは合致していなかった。

「塘沽停戦協定」以後、対日政策が「局部的妥協」に転換したのに従って、国民政府外交当局の人事が一新された。即ち、妥協反対派の宋子文、羅文幹らは財政部長兼行政院副院长、外交部長などの要職から退任させられ、汪精衛行政院長が外交部長を兼任し、彼の麾下、唐有壬が政務次長として外交部の日常事務を担当し、元外交部長の黃郛は行政院駐北平政務整理委員会委員長として華北現地の対日関係を統括している。この「汪・唐・黃体制」と呼ばれた新外交当局は、胡適らの唱えている「安心」論と「対ソ接近」論とは反対に、米ソの国交樹立により日本が近い将来武力を盾に極めて厳しい圧迫を中国に加えてくるに違いないと見ていた⁶⁵⁾。その理由は、華北前線の黃郛と山西省主席の徐永昌との間になされた下記の共通認識に代弁されたと思われる。つまり、「近日一般国民は日本とソ連、アメリカとの決裂を望んでいるが、それは我が国に対する日本のとどめの一撃を促すにほかならない。……日本はソ・米と無事ならば何もないが、有事の場合は必ず先に我が国を征する。中国に漁夫の利を許すわけがないからである」⁶⁶⁾。

外交当局と胡適らとの具体的な対立点は、駐ソ領大使の報告に対する汪精衛の態度によって一層はっきりとされた。11月中旬、領大使は「日ソ関係の悪化につれて、ソ連が我が国

と接近する意思を示してくるかも知れない。それに対してどのように対応すればいいか⁶⁷⁾と汪精衛の指示を仰いだが、汪は、「日ソ間が戦争を行った場合、日本が勝利をおさめたならば、中国が東北を失うことになるが、たとえソ連が勝利をおさめても、我が東北または華北にソビエト政権をもたらすにほかならない。後者による禍は江西（の中共根拠地）よりも酷い。そして、日本側は必ず我が国に態度の表明を迫ってくるだろう。もし我々がソ連に与する意思を示せば、日本はきっと先に武力を以て我が華北を占領する。それゆえ、英米の態度が明白になるまで、我々は中立を守るしかない」⁶⁸⁾と、11月16日に蒋介石に電報を打って、中ソ接近への反対を提案した。

その後、11月22日、汪精衛は胡適に下記要旨の書簡を送り、胡がいう「日本、ソ連、アメリカ、国際連盟」を「甲、乙、丙、丁」と称して、反論を展開した。

一国の外交は単に外交のための外交ではなく、軍事、財政など全般的な状況に適応できる外交でなければならない。甲は乙と開戦する前に必ず我が国に態度の表明を強要する。我々には甲を助ける理由がないが、だからといってそれを拒否できる自信もない。拒否すれば華北と港湾都市などが直ちに甲に占領される恐れがあるからである。つまり、乙の勝負がまだ分からぬ内に、我々は既に惨敗を喫してしまうのである。甲は、乙だけと戦うならば勝負が未知数であるが、乙、丙、丁と同時に戦うならば失敗に決まっている。しかし、今日の戦争は経済の戦争で、我が國の今の軍隊が経済的供給を得られない場合、沿海沿江地域に止まつたら必ず無数の傀儡政府と化し、西北の奥地に撤退したら必ず無数の土匪になる。換言すれば、我々はベルギーになれない。我が國はベルギーのような純粋で簡単なものではないからである。つまり、たとえ乙、丙、丁が甲に勝ったとしても、中国だけはやはり駄目であり、ソビエト化されるか又は国際分割や国際管理にされるかの運命を回避できないのである⁶⁹⁾。

汪精衛がいう「ベルギー」は、第一次世界大戦中にドイツに占領され、のちに連合国側に頼って独立を回復した国である。「ベルギーに学べ、ベルギーになれ」は、この時点における「連外制日」論者の合言葉であった。しかし、上の書簡から明らかのように、「ベルギーに学べ」というスローガンを含め、米ソ国交樹立後の国際情勢や「連外制日」の将来の可能性に関する胡適の楽観的な見方に対し、汪精衛は否定的な態度をとっていたのであった。

さらに、11月29日、汪精衛は自分の主張を一層明確に打ち出した。当日行われた国民党中央政治会議において、彼は「米ソの国交樹立は日ソ間の対立を促成するに足りる。近い将来国際情勢に変化が起りうる。変化の結果、中国に新生への機運をもたらすかも知れない」と指摘しながら、「銅鑼を鳴らして救助を哀願しても救助が来ないか、または敵の更なる侵略を招くだけという現状において、むしろ黙守待援のほうが勘定に合う」として、「塘沽停戦協定」以来遂行してきた「第三国との合従連衡を行わない」という「黙守待援」の方針を続行していかなければならぬと強調した⁷⁰⁾。

一方、汪精衛の11月22日の書簡に対し、12月20日に胡適は長文の返事を送った。要旨は次の通りである。

外交は、世界の大局と国家の百年の大計から考えるべきであり、一隅の局面、一時の利害に局限してはいけない。先生の懸念は中国がベルギーになる資格がないこと、たとえ乙、丙、丁が勝っても中国が国際分割や国際管理の禍を避けられないことにあつた。しかし、このような懸念をまず解消しなければならない。

米ソの提携が世界大戦を促すことになるのではないかと憂慮している人もいるが、私は、米ソ間の互助が軍国主義国家の野心を少しでも制約できると考える。ベルギーの亡國から復興への原因は、連合国をしつかりつかみ、それに対する信念を堅持していただけである。我々はベルギーに学びたいならば、何よりもまず国際組織に対する信念を培わなければならない。疑いもなく、我々の将来はデンマーク、スイスとイギリス、フランスとが共存できるような国際組織に依存しなければならない。もし、乙、丙、丁による国際分割や国際管理を疑うならば、我が国は甲の懷に入り朝鮮になるしか道がない。

ここ30年来、国際関係は確実に理想主義に傾いている。国際連盟やソ連はみんなこの理想主義の大勢の産児である。世界の新しい情勢は中国を見捨てるわけがない。列国は無力の叫びから徐々に有力な戦備に転じただけである⁷¹⁾。

胡適のこの返信に対し、汪精衛は三日後の25日に次のように答えた。

中国はデンマークやスイスとは絶対に異なる国である。デンマークやスイスは小さすぎて、肉のない骨みたいな存在である。二匹の狼がそれを争っても、どれも腹一杯にならないため、争いもしないだろう。しかし中国はうまい肉である。この世界では、弱小国は生存できるが、弱大国は生存できない。中国をインドに例えるならば適當であるかも知れないが、デンマークやスイスに例えるならば間違いである。ベルギーの生存は確かに「連合国をしつかりつかんだ」ためであったが、しかし、英、露、仏の対独開戦は、それぞれの自国の利益のためであり、ベルギーのためではなかった。ベルギーのためなら彼らは絶対に戦わないであろう⁷²⁾。

汪、胡間の論争はこの25日の汪精衛書簡を以ていちおう幕を閉じたが、双方の争点を整理すると、胡適は、「日本との衝突や決裂を避ける」という「局部的妥協」政策の続行には反対しないが、それと同時に、米ソ国交樹立後の新しい国際情勢下では他の「三つの路線」、特にソ連との接近も積極的に再開しなければならないと主張していた。その背後には米、ソと「国際組織」の将来の援中制日の可能性に対する信念がうかがえる。対して、汪精衛は、米ソ国交樹立後の現在でも中国が依然日本との緊張緩和と関係改善に集中し、米、ソ及び国際連盟という他の「三つの路線」においては行動を差し控えなければならないという主張であった。その背後には「日本を刺激してはいけない」という現実論も働いているが、米・ソと国際連盟の将来の役割及び中国がそれを利用する可能性に対する悲観

論と、「連外」による中国の「ソビエト化」または「国際分割や国際管理」の「運命」に対する脅威感が強く作用していたのであった。

既述したように、「現状での国際的援中制日の不可能」に関する判断は、「塘沽停戦協定」の締結及びそれを契機とする「局部的対日妥協」への転換をもたらした一大主因であった。しかし、上の汪胡論争は二つの注意すべき点を提示している。第一に、「現状での国際的援中制日」の能否で認識が一致した人々は、必ずしも「将来の国際的援中制日」の能否でも一致したとは限らない。「現在無望、将来も無望」という悲観論をする人もあるれば、「現在無望、将来は有望」という楽観論をする人もいる。第二に、「現状での国際的援中制日」の能否で認識が一致した人々は、必ずしも「当面の連外制日活動」の当否の判断にも一致したとは限らない。「当面の連外は無益」と見る人もあるれば、「当面の連外は無難」と見る人もいる。

以上の二つの相違点と関連して、ここで補足しなければならないのは、日本及び日中関係の将来に対する認識の懸隔も「連外制日」問題上の対立とつながっているという点である。すなわち、この時点で、日本及び日中関係の将来について、国民政府内外には二つの予測があった。一つは、「軍閥支配下の日本は決して我々の友ではない」という前記胡適の考えに代弁されたもので、日本の対中侵略が「止まるところのない」ものであり、「日本の軍閥が国の権力を握り、日本人が中国の国力と文化を軽蔑している今日、一切の親善論は、日本人に利用される以外に何とももらさない」という理由の、いわば「日中が食うか食われるか」論であった⁷³⁾。もう一つは前者と反対の「日中共存共榮」論であった。こういう二者の内、国民政府教育部長の王世傑に言わせれば、「塘沽停戦協定」が締結した後の当局に「日中共存共榮」論に「傾いている政府要員がかなり」いたのであり、特に「汪精衛もそれに心を動かされて」いたのであった⁷⁴⁾。そして、その理由も前者の日本の対中侵略が「止まるところのない」論と正反対で、「日本には平和勢力が徐々に台頭てくる可能性がある」⁷⁵⁾という汪精衛の予測に依拠していたのであった。

このように、「塘沽停戦協定」以後、中国では妥協反対派は外交の表舞台から消えたのであったが、「局部的対日妥協」の賛成派の内部でも、第三国觀及び「連外制日」の将来の可能性に対する判断と、日本觀及び日中関係の将来の可能性の対する判断の相違によつて、二つの流れに分かれていた。それゆえ、対日緩和を以て「安内第一」を実現させるという共通の発想から同じく「妥協」政策をとっていても、「連外制日」の戦略を「当面無難・将来有望」とし、「日中が食うか食われるか」論を持つ人々の対日妥協と、「連外制日」の戦略を「当面無益・将来無望」とし、「日中共存共榮」論を持つ人々の対日妥協は、その出発点も同じでなければ、目指す終着点も同じではなかったわけである。そしてそれに基づいて、ソ連、アメリカ及び「国際組織」という日本以外の三つの路線に対する態度も自ずから異なっているのである。こういう二つの流れは、国民政府の「局部的対日妥協」に二つの方向性を含んでいたことを示している。

全体から見れば、米ソ国交樹立の後も、中国では波紋と論争が起ったが、汪精衛らの主張が外交当局の主流を占めていたので、前記の日本側の懸念が外れたともいえる。しかし、その底に胡適の主張に代表された伏流も流れていたことには十分に注意しなければならない。

6. 蔣介石の日中ソ関係観と「二重外交」の性格

汪精衛の主張と胡適の主張に代弁された二つの潮流に対して、蒋介石軍事委員長はどのような態度をとっていたのか。まず、前記11月16日の汪精衛来電に対し、蒋介石は、ソ連が好意を示してくる場合、中国も好意を表すべきであり、拒絶する必要がないのであると汪精衛の提案を否定した⁷⁶⁾。そして、1934年1月4日の日記に、蒋介石は次のような観測を綴り、対ソ接近への理由を明らかにした。すなわち、日本は二つの危惧を持っている。一つは中国からの報復であり、もう一つはソ連からの報復とそのための中ソ合作である。それゆえ、日本が早急に中国を日本の与国として屈服させ、日中共同でソ連を防ぐことを欲しがっている。しかし、「敵が恐れるものは、我々が最も歓迎すべきものであり、敵が急ぎたいものが、我々が遅延すべきものである」⁷⁷⁾。

さらに、3月に掃共戦の前線にいた蒋介石は、米ソ国交樹立後の自らの国際情勢観と日・中・ソ関係観を三度にわたり側近に披露した。その要旨は以下の5点にまとめられる。

1. 二つの勢力が中国を侵略するため東アジアで争っている。その一つは「門戸開放機会均等」をスローガンに利益等分を求める「均衡主義」であり、もう一つは「モンロー主義か世界革命か」をスローガンに利益独占を求める「独占主義」である。前者は英、米を代表とし、その優越的な経済力を以て均等な機会の中から経済上の実質的な独占を図るか、もしくは少なくとも今ある優勢を永久に維持しようというものである。後者は日、ソを代表とし、東アジアにおける優越的な軍事力と政治侵略の可能性を利用して中国を独占しようとするものである。この四カ国は互いに激しく衝突し合っている。英米の策略は日ソの軋轢を利用し両者と共に疲弊させるところにある。
2. 個別的に分析すれば、日本は明治維新以来、満蒙を侵略し中国を滅ぼすという政策を進めてきた。しかし、日本の対中侵略は中国が自強自立しないことに由来するものであるゆえ、中国が統一と安定を実現すれば東北の失地が返還されるのみならず、日本の国際的地位の孤立性、中国との血統上の近接性及び歴史文化上の親密さに鑑み、日本は必ず中国と修好する。ゆえに日本は決して中国の最終最大の敵ではない。対して、ロシアは本質上侵略性に富み、特にソビエトになってからは「世界革命」の野心を忘れず中国をそれから放免していない。その侵略の手法は日本より遙かに巧妙であり、事実上外モンゴルを占領したにもかかわらず弱小民族の扶助と宣伝している。よって中国及び全世界にとっての最終最大の敵はソ連だけである。一方、英、米も帝国主義国家であるが、しかし今彼らは東アジアに対しては既存の経済的優勢の維持に満足

し、日・ソのように領土的野心を有していないため、比較的王道に近いものといえる。

3. 国際情勢の趨勢を展望すれば、日本には「北守南進」と「南守北進」の二つの進出方向があるが、「北守南進」の海洋政策を探る場合は必然的に英米と正面から衝突することになり、「南守北進」の大陸政策を探られる場合は必ずソ連と激しく争うことになる。現情勢では日本が満州を占領し、ソ連とモンゴルに迫ったため、ソ連も極東軍備に力を注いでいる。ゆえに、日ソ関係は今の東アジア情勢の焦点であり、世界大戦の火種でもある。両者の戦争は避けることができない。一方、イギリスは日本が南進しない限り日本とは争いを起こすつもりがない。アメリカにとって日本との衝突は必然的ではあるが、日ソ戦が勃発する前には対日開戦はしないであろう。

4. 日本が対ソ戦に躊躇する最大の原因は中国に対する外交上の準備が未完成である点にある。日本は中国の華北と沿海地域を占拠し中国を自国に従わせソ連と対戦させるように強要できようが、中国問題は英米とは切り離せないものであるから、前記の目的を達成するには中国のみならず英米をも圧迫せねばならず、これは至難である。

5. 国家の問題は完全に実力の問題であり、国際関係は純粹に利害上の計算によって動く関係である。現在の中国は友国を有せず、国際環境が険悪であり、さらには国家が統一と建設の途上にあるため実力での侵略防衛が効かない。しかし、列強がそれぞれ衝突関係にあること、全体な情勢の変遷の鍵、特に日本の対ソ戦の全てが対中関係にかかっていることに鑑みれば、国際情勢の展開における中国の「向背」は大変重要である。そのため、中国にとり外交上の可能性は極めて大きい。つまり、これから中国は内外政策においてソ連の方法を学び、政策と策略の巧みな運用を以て実力の不足を補うべきであり、また補うことが可能である。その針路としては、長期的には英米と提携して日ソの侵略を防ぐところにあるが、当面の急務は日ソの確執を利用し、日本とソ連の相互牽制の中で内部の統一と建設を速め国力を充実するところにある⁷⁸⁾。

以上の蒋介石の論述を既述した汪精衛と胡適の主張と比べれば、次の共通点と相違点が読みとれる。

まず、「連外制日」の成功の可能性と現在における施行の必要性に関する判断において、蒋介石は中国の「外交上の可能性」に強い自信と大きな期待感を示し、その巧みな運用を強く唱えていた。この点において蒋介石は汪精衛の悲観論と違い、胡適の楽観論に近いと言える。しかしその理由について蒋介石は胡適と異なり、いわゆる「国際理想主義」や「国際平和主義」という「正義論」を根拠とせずに、根本的には「列強間の矛盾の利用」を出発点としている。特に注目しなければならないのは、蒋介石がソ連を日本以上に危惧しながら内外政策においてソ連の方法を学び、日ソ両国に相互牽制を行わせることを提唱していたという点である。つまり、蒋介石にとって、対ソ接近は決してソ連を友として信用しまたは共産主義に好感を持ったからではなく、対日接近も決して日本に屈服し「満州國」の既成事実を断念したからではなかった。その二者はいずれも「敵を以て敵を制す」

に過ぎなかつたのであつた。従つて、蒋介石が徹底的な反ソ反共者だからといつて蒋による「連ソ制日」があり得ないとは言えず、蒋介石が國權國益の維持と回復に執着しているからといつて蒋による「連日制ソ」があり得ないとも言えないのである。

次に、日本觀及び日中關係の将来の可能性に関する判断において、蒋介石は日本が満蒙を侵略し中国を滅ぼす政策を進めてきたと指摘しながらも、中国が統一と安定を実現すれば日本は必ず中国と修好すると強調した。この点から蒋介石は「日中が食うか食われるか」という論調と違い、汪精衛の「日中共存共榮」論に近いと言える。しかし、その理由について蒋は汪と異なり、「日本の平和勢力の台頭」に望みをかけるより、「中国の自強自立」を前提としていたのである。

当時、中国指導部は汪精衛が行政院長として外交を中心とする行政実務を統括し、蒋介石は軍事委員長として軍事をはじめ国政全般の実権を掌握するという「蒋・汪合作体制」をとっている。だが、上の比較から分かるように、蒋介石の意見は汪精衛の意見と必ずしも一致しておらず、特に「連外」問題において、汪精衛は「当面無益・将来無望」と見ていたのに対して、蒋介石は明らかに「当面無難・将来有望」とし、根本においては従来の「日中紛争の國際化」と「日中問題の國際的解決」の基本戦略を堅持しているのであつた。蒋介石と汪精衛との以上のような分岐点はこれから国民政府の外交が「二重化」、即ち表の汪精衛路線と裏の蒋介石路線の並行へ向かうことを示している。そして、さらに注目しなければならないのは、既述した蒋介石の論述に表れているように、蒋介石の考え方の内実が決して単純なものではなく、相反するものが矛盾し合いながら相互に補完し合うという特徴を有するということである。彼自身に言わせれば、中国が処する内外環境の特殊性により、重大問題の処置にあたっては「狡猾万端な外敵と複雑を極めた内政を踏まえ、八方睨み的対応を取らざるを得ない」⁷⁹⁾。即ち、一方の可能性の実現に努めると同時に、反対するもう一方の可能性にも十分に備えなければならないのである。言い換えれば、これから国民政府の「二重外交」は単に汪精衛と蒋介石の齟齬によるものではなく、さらには、党・政府及び軍部において最も重要な力をもつ蒋介石自身の「八方睨み的対応」によるものであった⁸⁰⁾。

次に述べる事実はその初期の段取りであった。

7. 「連ソ制日」への布石

上記蒋介石の談話とほぼ同時に、真っ向から対立した二つのメッセージは、始まろうとしている国民政府の「二重外交」に、「対ソ接近」の契機を作った。

一つはソ連からのメッセージであった。1934年1月27日、蒋介石は駐華ソ連大使との会談から、ソ連が中国と接近する願望を持っていることを察し⁸¹⁾、前記顧大使の予測を裏付けたものであった。その後、蒋が実地で観察を深めるため、国民政府軍事委員会参謀次長の楊傑をはじめとする軍事視察団をソ連に派遣したが、楊一行はソ連で「周到な接待を受

けた」⁸²⁾。3月9日、次の報告がモスクワの中国大使館から蒋介石に届けられた。

楊將軍が連日の見学においてソ連から極めて行き届いた世話を受けていた。7日、ソ連外交委員長が昼餐会で日ソ衝突に言及し、次のように語った。すなわち、将来日ソ間に戦争がある場合、ソ連軍は、日本軍をソ連の領土から排除するのみならず、中国の東三省からも駆逐することに深い自信を持っている。そのため、今日のソ連の軍事的準備は敵を撃退するだけでなく、敵を追撃することにある。ソ連は必ず東三省をその持ち主に返してあげる。……大勢から見て、中ソ両国が協力できれば、間違いなく日本に勝てるのである⁸³⁾。

3月10日、楊傑からの次の報告も送られた。

考察の結果、ソ連の飛行機や戦車工業の発達、軍事教育の整備など、いずれも我々の予想を超えた。その集中的な国防建設の飛躍的な効率が十分に裏付けられた。なお、ソ連側は中ソ間の切実な親交は双方の福祉になるという理由から、中ソ間の相互提携を要請している。……国外の大勢と国内の世論から見て、我が国には多くの与国と連合し、共同で日本と戦う必要がある。日ソ両国はともに我が国の強力な隣国で、目下の環境から連ソ制日は我が国策にとって有益無害である。そのため、国交回復後の中ソ両国は更なる合作を進めなければならないと思われる⁸⁴⁾。

もう一つは日本からのメッセージであった。即ち、4月17日に日本外務省はいわゆる「天羽声明」を発表し、「支那ニシテ、若シ他国ヲ利用シテ日本ヲ排斥シ東亜ノ平和ニ反スル如キ措置ニ出テ、或ハ夷ヲ以テ夷ヲ制スルノ排外策ヲ採ルカ如キ事アラハ、日本ハ之ニ反対セサルヲ得ナイ。他方列国側ニ於テモ、満州事変、上海事変カラ生シタ特殊ノ状態ヲ考慮ニ入レ、支那ニ対シテ共同動作ヲ執ラントスル如キ事アラハ、仮令名目ハ財政的又ハ技術的援助ニアルニセヨ、……日本ハ主義トシテ之ニ反対セサルヲ得ナイ」⁸⁵⁾と宣言した。蒋介石らの胸中では、この「公然と中国を日本の保護国とみなす」ものは中国に対する「最大の侮辱」であり、その基調は正に「日本の独占主義」を立証したものであった⁸⁶⁾。

こうしたソ連と日本のメッセージを比較する中で、対日関係のみを重視する汪精衛の「黙守待援」方針に不満を抱き、他の「三つの路線」における外交の積極化を求める動きが再び国民政府指導部に高まった。5月4日、「連ソ論」の旗手である孫科院長が率いる立法院は「國權を守り、日本の東亜制覇の陰謀を打破する」という決議を採決し、各友好国との合作の続行を国民党中央政治会議に強く要求した⁸⁷⁾。翌日、蒋介石も「ソ連と感情を疎通する」⁸⁸⁾ことを決意した。そして7月13日に、「廬山軍官訓練団」の秘密会議において蒋介石は対日抵抗における「連外制日」外交的重大意義について、次の要旨を述べている。

日中紛争は単に日中両国だけの問題ではなく、太平洋の問題及び世界の問題でもある。その中、日本の対米対ソ関係が特に重要と言える。日本の対中侵略の継続は必然的に列国の干渉を招き世界大戦に至る。何故なら、第一に、中国は現在列強の共同植

民地のような地位にあり、列強の共同的侵略と圧迫を受けている。日本の対中侵略は中国の権益を独占することを目標とするものであるので、それが必然的に列国の在華権益を侵犯することにつながる。第二に、日本の最高目的は東洋の盟主と大西洋の覇権にある。そのため日本の陸軍はソ連を目標とし、海軍は英米を目標としている。こういう意味で日本の敵が真正面の中国一国のみではなく、後ろにはアメリカがあり、左右両側面にはソ連とイギリスがある。地理と資源などの関係上日本が米ソと戦うためにはまず中国を征服せねばならないが、中国を征服するにはまず英米ソなど中国と相関関係にある列国に勝たなければならない。そのため、日本の最大の弱点が国際関係にあり、中国の最大の利点も国際関係にある。今日、実力での対日抵抗の諸条件が整っていない中国は「知力」を以て日本の武力に対抗し、国際大勢の利用から自国の活路を開くべきである⁸⁹⁾。

その後、蒋介石は汪精衛ら外交当局主導下の対日改善路線を外交の主軸として認めながら、水面下ではこの主軸が失敗した場合の代替手段として、対ソ関係の打開を狙った布石を開始した。

蒋介石がまず究明しようとしたのは、現時点でソ連が蒋と国民党をどう見ているのか、その中日関係に対する態度はどのようなものか、という問題であった⁹⁰⁾。折りしも、1934年夏、清華大学教授蔣廷黻が欧州への学術調査を計画していた。蔣廷黻は政治外交史とロシア史の専門家であり、この時は胡適と同様、外交問題のブレーンとして蒋介石に重視されている⁹¹⁾。蔣廷黻のこのような学識経験及び民間人の身分が対ソ打診には最適であると考え、7月下旬、蒋介石は出発直前の蔣廷黻を廬山に呼び、欧州考察の旅は時間をできるだけソ連に集中し蒋の非公式の個人代表としてソ連当局に中ソ合作の可能性を探るよう指示した⁹²⁾。

蔣廷黻が出発した後、四つの出来事が彼の使命の重みを増すことになる。

第一に、8月末新疆地方政府へのソ連借款問題を巡って中ソ間に紛争が起こった。それゆえ、ソ連との友誼の樹立と信頼の醸成は、「我が外交に新たな路線を付け加えると同時に、新疆問題の複雑化も免れられる」という、対ソ工作が持つ「制日」と「制ソ」という一石二鳥の役割が強調された⁹³⁾。

第二に、9月18日にソ連が国際連盟に加入したうえ常任理事国にまで選ばれた。いうまでもなくこれは国民政府指導部の心裏に占めるソ連の存在感をさらに高めた。

第三に、それと前後して、前年9月に始まった国民政府の第5回剿共戦が一年間の作戦を経て中国共産党の根拠地を次々と陥落させ成功を収めつつあった。これまで、中国共産党問題の存在が国民政府の対ソ関係の大きな障害であり続けたが、今度の剿共戦の勝利によってこの障害がある程度縮小した。

第四に、これと同時に、アメリカ政府が1934年6月に銀買い上げ政策を実施して以来、銀価が暴騰し銀本位の中国からの銀流出を激増させた。日本外務省の調査によれば、それ

「連ソ」問題を巡る国民政府の路線対立と「二重外交」

により「貿易不振ト物価下落トニ困憊セル支那ハ益々深刻ナル『デフレーション』ニ直面スルニ至リ且ツ未曾有ノ銀海外流出ハ金融梗塞、物価下落、貿易減退、関税収入激減等同国財政経済界ニ多大ノ悪影響」を与えた⁹⁴⁾。9月に国民政府は米政府に抗議したが一蹴されただけであった。そのため、中国人の対米及び対西側の感情は悪化した。駐英公使郭泰祺に言わせれば、アメリカの馬鹿げた銀政策が中国に深刻な財政危機をもたらした。イギリス政府も五十歩百歩で、うまい話で中国を慰めるだけである。西側に対する嫌悪感は現在の中国人の普遍的な情緒となつた⁹⁵⁾。このような米英への不信と不満もソ連への接近を促した。

こういう諸要因の交錯の中、蒋介石は蔣廷黻の対ソ打診の成否に一層の关心を寄せた。10月上旬蒋介石は汪精衛を避けて、腹心の孔祥熙財政部長を通してソ連側に「蔣廷黻氏は蒋介石と親密な関係を持ち厚く信頼される人物である。蔣廷黻と率直に会談して欲しい」との伝言を極秘に行つた⁹⁶⁾。

この伝言の直後、蔣廷黻はソ連当局に重要視され、10月16日にソ連外交当局との会見が実現した。蔣廷黻はまず次の三つの問題についてソ連側に質問した。

1. 蒋介石は、中ソ両国が多くの共通の利益により相関関係にあり、もしソ連の利益と地位が何らかの打撃と損害を受けた場合中国にも必ず波及するという認識を持っている。ソ連政府はこれに賛成するか否か。
2. 中・ソ両国は政治体制と経済制度において大きな相違が存在するが、このことはソ連の対中政策に影響するか否か。
3. 国民党とソ連との合作が決裂に終わった過去の歴史は中ソ両国の今後の関係に影響するか否か。ソ連にとって蒋介石本人は中ソ間の友好関係の回復の障礙になっているか否か⁹⁷⁾。

これに対してストモニヤコフ外務人民委員代理は次のように答えた。

1. ソ連は中国と国境を共にしているのみならず中国人民の反帝国主義闘争に深く同情している。我々は中国との真摯かつ友好な関係を願っている。
2. ソ連の対外政策は、国家利益と世界利益を出発点としており、両国の社会経済と政治制度の相違は我々の相互関係の支障にはならない。
3. 過去の両国関係の決裂は中国政府に責任があるが、以後追究しないことにする。中国との政治関係を考える場合、我々はただ共通の利益を基準とする。如何なる個人的要素及び偏見も我々の立場に影響を与えることはない。我々は蒋介石を友國の指導者とみなしており、他の国の指導者と同様に彼を尊敬している⁹⁸⁾。

以上のような返答を受け、蔣廷黻は、「ソ連政府の見方を蒋介石はまだ知っていない。私は直ちに彼に報告したい。それは必ず今後の中ソ関係に重大な意義をもたらすと信じる」と感謝し、さらに次のことをソ連側に伝えた。

1. 中国の今の対外政策は中国の民族的感情を代表しえない。しかし、これはあまり

長く続くはずがない。

2. 蒋介石がソ連側に求めるものは、形式的な同盟締結あるいは他の何らかの公開的なものではない。彼は次のことをソ連に保証する。如何なる時においても如何なる状況下においても、中国は必ず日本側に与してソ連と対立せず、一定の条件が満たされれば、中国はソ連と手を携えて侵略者に抗戦する。そしてそれを実現させるため、自分はまず相互間の理解と信頼を培うことから始めたい⁹⁹⁾。

蔣廷黻の訪ソを通して、蒋介石の対ソ打診の初期目標は一応達成された。事後蔣廷黻が提出した「対ソ新局面を開拓する」という提案を含む訪ソ報告に蒋介石は賛意を表した¹⁰⁰⁾。このような背景の下で、1933～34年間における中国の対日対ソ政策の調整が一段落し、日中ソ三国の相互関係は1935年以後の新しい段階に入ろうとしていた¹⁰¹⁾。

おわりに

以上のように、「塘沽停戦協定」を契機とする国民政府の「局部的妥協政策」は、日本との緊張緩和によって国家の統一・建設を中心とする「安内」を先に実現し、「安内」に成功した後の新しい国内的条件を以て「攘外」問題を有利に解決するという戦略に沿うものであった。しかし、「樹が静止したがっても風は止まることない」という諺の通り、本論の対象時期において、日本は中国の願望通りに行動するどころか、さらなる対中圧迫を進めつつあった。そのため、中国にとって、国家の統一と建設はまだ途上にあり、自力による侵略抵抗の国内的条件ができていない状況の下で、日本のさらなる圧迫にどう対応するかは重大な選択であった。本文で示したように、この重大な選択に当たって、「連外制日」、すなわち「他力借用」の見通しに対する判断は、中国当局者の対日方針と外交路線を対立させる分水嶺となった。汪精衛のような悲観論者が、自力抵抗も他力借用も断念した以上、日本の侵略に対しては譲歩を重ねていくしかなかったであろう。これと反対に、蒋介石のような楽観論者は、現状での自力抵抗の限界を認識しつつも、他力借用の成功に確信を持っていたため、日本に対する譲歩は無限ではなく、ある種の限界に至ったら抵抗に転じることを予定しており、またその準備にも努めていた。

なお、「連外制日」問題において、この時期のもう一つの対立点は、ソ連を連合の対象とすべきか否かにあった。本文で示したように、汪精衛は特にソ連との連合に強く反対していた。そして、「連ソ」による中国の「ソビエト化」の結果に関する汪の予言を、中国国民党与中国共産党との政権交替と理解すれば、大いに当たっていたとも言えるだろう。他方、「連ソ」がもたらす結果に対して、蒋介石も認識していなかつたわけではなかった。彼が長い間中国共産党の消滅を抗日の前提として堅持していたのは、まさにその結果を避けるためだった。しかし、それでも蒋介石が1934年に「連ソ制日」へ向けて布石したのは、ソ連对中国共産党に対する彼の判断の変化によるのみならず、1932年10月の対ソ国交回復の決断にも示されたように¹⁰²⁾、最も重要な原因は、蒋介石と彼が率いる国民政府指導者の

「連ソ」問題を巡る国民政府の路線対立と「二重外交」

多くは、「先安内・後攘外」を最善の策としながらも、この優先順序通りに進めることができなくなった瀬戸際には、やはり国内の問題よりも国家間の問題を優先したことにあつた。「連外制日」と対ソ関係を巡る以上のような対立の存在は、1933～34年の汪精衛・蒋介石の齟齬とそれに伴う対日「二重外交」をもたらしただけでなく、1937年の国民政府の連ソ・容共・抗日の決断とそれによる日中全面戦争への遠因も孕んでいた。それゆえ、1933～34年の中国の外交政策に対して、我々は、対日妥協という表の主流のみに囚われず、その深部に流れている対日抗戦への底流にも注目しながら再検討しなければならないのである。

注

- 1) 本稿の他に、拙稿「日本の中国情報と陳立夫訪蘇の秘密漏洩問題—日本外務省未公刊記録による解析—」(中国社会科学院近代史研究所主催『第2回「近代中国と世界」国際シンポジウム論文』(北京・2000年9月)、『党的文献』2001年第1期、85-93頁)も、この研究の一部である。
- 2) 1933年以前の時期については、『板挟みの中の模索：中国国民政府対日政策の研究（1931～1933）』(1998年度に一橋大学大学院法学研究科に提出、平成12年度科学研究費補助金を受けて2001年1月に『中国国民政府の対日政策：1931～1933』として東京大学出版会より刊行)；1937年以後の時期については、『日本の対華対米政策と中日米関係の変遷：1937-1941』(1992年度に復旦大学大学院歴史・国際政治研究科に提出、1994年に『中国人文社会科学博士論文文庫』に入選)。
- 3) 拙稿「日中危機下中国外交の再選択—国民政府対ソ復交の考察—」(『一橋論叢』1997年1月号、141-167頁)；拙稿「1932年中国對蘇復交的決策過程」(『近代史研究』2001年第1期、27-61頁)。
- 4) 中ソ国交回復までの中ソ関係史と国交回復に至る国民政府の政策決定過程についての詳細は、注3)の拙稿を参照されたい。
- 5) 外務省編纂『日本外交年表並主要文書』(原書房、1988年第6版)下冊、「年表」、73頁。
- 6) 『東京朝日新聞』、昭和7年12月14日夕刊。
- 7) 同上。
- 8) 『東京朝日新聞』、昭和7年12月16日。
- 9) 『東京朝日新聞』、昭和7年12月24日。
- 10) 詳細は、注3)の拙稿を参照されたい。
- 11) 蒋廷黻「熱河失守以後」、『独立評論』第43号(1933年3月26日)。
- 12) 中国国民党中央執行委員会公函(別字第1063号)(1932年12月22日)及び附属文書「集中國力挽救危亡案」、台北、中国国民党中央委員会党史委員会所蔵原文、政006/45。
- 13) 秦孝儀主編『總統蔣公大事長編初稿』(未公刊)、244頁。
- 14) 詳細は、前掲拙著『中国国民政府の対日政策』第5章を参照されたい。
- 15) 『東京朝日新聞』、昭和7年12月13日付号外。
- 16) 外務省編纂『日本外交文書　満州事変』(外務省発行、1978年)、第3巻、584-585頁。
- 17) 蒋介石より何健宛電報(1932年12月16日)、台北、国史館所蔵蔣中正檔案：『特交文電』参、第6冊之3。

- 18) 駐ソ大使顏惠慶とカラハンの談話（1933年3月27日）を参照、Документы Внешней Политики СССР, Т. 16, М., 1970, стр. 189-195. (以下ДВПとして引用)。
- 19) 蔣介石日記（1932年12月13日の条）、前掲『総統蔣公大事長編初稿』、第245頁。
- 20) 居正「国民政府総理記念週之講演」（1933年5月15日）を参照、秦孝儀主編『中華民国重要史料初編・対日抗戦時期』（台北、中国国民党中央委員会党史委員会、1981年）緒編（2）、264-265頁。
- 21) 詳細は、前掲拙著の第6章を参照されたい。
- 22) 要約。詳細は外交部より顏惠慶大使宛電報（1933年3月9日）、中華民国外交問題研究会編纂・刊行『中日外交史料叢編』（台北、1965年）（2）、83頁。備考：『中日外交史料叢編』（2）に公刊された電報の発信時日は「民国23年〔1934年〕3月9日」と印刷されているが、これはミスであった。郭廷以編著『中華民国史事日誌』第3冊（台北、中央研究院近代史研究所1984年）、239頁を参照。なお、〔 〕内は筆者注、以下同様。
- 23) 「解決懸案大綱協定」（1924年5月31日）と「中華民国東三省自治省政府与蘇維亞社会聯邦政府之協定」（1924年9月20日）を指す。前者は中ソ国交樹立当時の協定で、「ソ連政府は外モンゴルが中華民国の一部分であることを承認し、当領土内の中国主権を尊重する」ことと、「両締約国政府は、それぞれの国境内に、暴力を以て相手国の政府に反対する機関と団体の存在及びその行為を禁止し、相手国の公共秩序と社会組織に反対する宣伝を行わない」こと、などの条文があった。後者はソ連政府と中国東三省自治政府との間で結ばれた協定で、中東鉄道とその全部付属産業は契約満期後にすべて中国政府の所有に無償に帰還すること、契約期限前には中国はそれを買収する権利があること、中東鉄道の前途は中ソ両国で決め、第三者の干渉を容認しないことなどの条文があった。詳細は、王鉄崖編『中外旧約章彙編』第3冊（三聯書店、1962年）、423-425頁、466-470頁。
- 24) 前掲駐ソ中国大使顏惠慶とカラハンの談話（1933年3月27日）を参照。
- 25) 同上。
- 26) 行政院密函第505号（1933年3月28日）、台北、中国国民党中央委員会党史委員会所蔵、政治001/37。
- 27) 中央政治會議より行政院宛書簡（1933年4月5日）、台北、中国国民党中央委員会党史委員会所蔵、政治001/37。
- 28) 大田大使より内田外務大臣宛電報、第224号（昭和8年4月25日）、外交史料館所蔵、B.1.0.0 C/R2。
- 29) 大田大使より内田外務大臣宛電報、第225号（昭和8年4月27日着）、外交史料館所蔵、B.1.0.0 C/R2。
- 30) 大田大使より内田外務大臣宛電報、第250号（昭和8年5月8日）、外交史料館所蔵、B.1.0.0 C/R2。
- 31) 前掲『日本外交年表並主要文書』下冊、「年表」、76頁；「中国国民党第五次全国代表大会外交報告」（『中華民国重要史料初編・対日抗戦時期』緒編（2）266-273頁）を参照。
- 32) ソ連政府に対する顏惠慶中国大使の抗議文（1933年5月14日）、「中国国民党第五次全国代表大会外交報告」より、『中華民国重要史料初編・対日抗戦時期』緒編（2）、267-268頁。
- 33) 『中華民国重要史料初編・対日抗戦時期』緒編（2）、264-265頁。

「連ソ」問題を巡る国民政府の路線対立と「二重外交」

- 34) 黄郛より蒋介石宛電報（1933年5月27日）、沈雲龍編著『黃膺白先生年譜長編』（台北、聯經出版事業公司、1976年）下冊、564-565頁。
- 35) 前掲拙著第7章を参照されたい。
- 36) 中央軍が北上した直後の3月8日に、羅文幹外交部長はもはや、「(中央軍) 数箇師団ノ北上ニ依リ江西省共匪ノ進出等内政上幾多ノ難關ハ隠シ得サル」という苦情を、須磨書記官との会談で漏らしていた（在南京上村總領事代理より内田外務大臣宛電報第157号（昭和8年3月9日）、『日本外交文書 満州事変』第3巻、698頁）。
- 37) 蒋委員長告各將領先清内匪再言抗日電（1933年4月6日）、『中華民国重要史料初編・対日抗戦時期』緒編（3）、35-36頁。
- 38) 詳細は、前掲拙著第7章を参照されたい。
- 39) 汪精衛蔣中正対時局通電（1933年7月28日）、『大公報』、1933年7月30日。
- 40) 1933年9月6日廬山會議記録（黄郛文書マイクロフィルム、李雲漢『宋哲原与七七抗戦』伝記文学出版社、1978年、56頁により）。
- 41) 汪精衛談話、『中央日報』、1933年7月4日。
- 42) 詳細は、前記『特交文電』参、第6冊之3に綴じられている関係電報を参照。
- 43) 蒋介石日記（1933年7月7日の条）、中華民国史料研究中心編『先總統蔣公有閑論述与史料』（台北、中華民国史料研究中心、1985年）、9頁。
- 44) 詳しくは国民政府外交部より宋子文等宛電報（1933年6月29日）、顧維鈞『顧維鈞回憶錄』第2分冊（中華書局、1985年）、243-244頁。
- 45) 詳細は秦郁彦『太平洋国際関係史』（福村出版株式会社、1972年）、273-277頁。
- 46) 日高總領事に対する国民政府外交部次長唐有壬の「内話」、日高總領事より広田外務大臣宛電報、第536号、極秘扱（昭和8年10月18日）。外交史料館所蔵、B.1.0.0 C/R2。
- 47) 蒋介石より陳立夫宛電報（1933年9月29日）を参照。台北、国史館所蔵蔣中正檔案：『籌筆』。
- 48) 中山書記官より広田外務大臣宛電報、第435号、極秘扱（昭和8年10月14日）、『日本外交文書』昭和期Ⅱ、第1部第2巻、69頁。
- 49) 詳細は、ДВП, Т.16, стр.630-632.
- 50) 同上。
- 51) ソ連大使より外務人民委員部宛電報（1933年11月12日）、ДВП, Т.16, стр. 629.
- 52) United States Department of State, *Foreign Relations of the United States*, 1933, Vol.2, p.794.
- 53) 『東京日日新聞』、昭和8年10月22日夕刊。
- 54) 『東京日日新聞』、昭和8年11月19日夕刊。
- 55) 国民政府外交部より行政院宛報告（「中俄復交問題」）（1932年9月）、台北、中国国民党中央委員会党史委員会所蔵、政001/36。
- 56) 外交部關於中蘇復交問題的報告（1932年12月）、中国第二歷史檔案館所蔵国民政府行政院檔案、全宗号2。
- 57) 前掲国民政府外交部より宋子文等宛電報（1933年6月29日）。
- 58) 潘楚基「美俄復交之面面觀」、『東方雜誌』、第30卷第24号。
- 59) 要約。詳細は『大公報』、1933年11月23日。
- 60) 唐有壬より胡適宛書簡（1933年11月24日）、中国社会科学院近代史研究所中華民国史組編『胡

- 適來往書信選》中冊（中華書局、1979年）、222頁。
- 61) 須磨彌吉郎「支那最近ノ決意振りト露支關係ノ再吟味」（昭和11年4月27日稿）、日本外交史料館所蔵、A.1.1.0.10。
 - 62) 詳細は胡適「世界新形勢里的中国外交方針」、「独立評論」78号（1933年11月）。
 - 63) 汪精衛と唐有壬の胡適宛書簡を参照、前掲「胡適來往書信選」中冊、204、211、222頁。
 - 64) 胡適『胡適的日記』（台北、遠流出版公司、1990年）、1934年1月31日の条、同2月4日、5日の条。
 - 65) 前掲唐有壬より胡適宛書簡（1933年11月24日）。
 - 66) 徐永昌『徐永昌日記』（台北、中央研究院近代史研究所編纂・出版、1991年）第3冊、30頁、1933年10月29日の条。
 - 67) 汪精衛より蒋介石宛電報（1933年11月16日）、台北、国史館所蔵蔣中正檔案：『革命文献拓影』。
 - 68) 同上。
 - 69) 詳細は、前掲「胡適來往書信選」中冊、220-221頁。
 - 70) 汪精衛「報告外交情況」（1933年11月29日中国国民党中央政治會議第386次會議速記録）、台北、中国国民党中央委員会党史委員會所蔵。
 - 71) 詳細は、前掲「胡適來往書信選」中冊、225-228頁。
 - 72) 汪精衛より胡適宛書簡（1933年12月25日）、前掲「胡適來往書信選」中冊、228-230頁。
 - 73) 王世傑『王世傑日記』（手稿本）（台北、中央研究院近代史研究所編纂・出版、1990年）、1933年6月3日の条、同13日の条。同書、第1冊、4-7頁。
 - 74) 同上。
 - 75) 1933年6月13日に胡適に対する汪精衛の談話、前掲『胡適的日記』、1933年6月13日の条。
 - 76) 1933年11月16日の汪精衛来電に対する蒋介石の返事、台北、国史館所蔵蔣中正檔案：『革命文献拓影』。
 - 77) 蒋介石日記（1934年1月4日の条）、楊天石「廬溝橋事變前蒋介石的對日謀略：以蔣氏日記為中心所作的考察」（『第45回国際東方学者會議シンポジウムI：南京国民政府と蒋介石』、1-13頁）による。筆者注：以下、出所を明記しない蒋介石日記はすべて楊氏論文からの転引である。
 - 78) 詳細は、蒋介石「東亞大勢与中国復興之道」（1934年3月5日）、「中国之外交政策」（1934年3月7日）、「中国之邊境問題」（1934年3月7日）。中国国民党中央委員会党史委員會編纂・出版『總統蔣公思想言論總集』（台北、1984年）第12卷、95-99頁、101-104頁、105-110頁。
 - 79) 蒋介石より黃郛宛電報（1933年5月29日）、前掲『黃膺白先生年譜長編』下冊、567頁。
 - 80) それについて、外交部政務次長唐有壬は須磨総領事に次のように述べたことがある。「蒋介石ハ親日ニアラサルハ勿論排日ニモアラス其ノ利益ノ如何ヲ考慮シ隨時方案ヲ定メ行ク方針ニテ外交ノミナラス内政上ニ於テモ二重政策ニシテ例へハ汪精衛、黃郛等ニ対スル言説ハ宋子文、孔祥熙等ニ対スルモノトハ全然區別アリ」（須磨総領事より広田外務大臣宛電報第1227号、極秘、昭和10年11月7日、外交史料館、A.1.1.0.10）。
 - 81) 蒋介石日記（1934年1月27、28日の条）。
 - 82) 外交部総務司より蒋介石宛電報（1934年3月10日〔楊傑来電の転送〕）、台北、国史館所蔵蔣中正檔案：『特交文電』参、第6冊之4。

「連ソ」問題を巡る国民政府の路線対立と「二重外交」

- 83) 外交部総務司より蒋介石宛電報（1934年3月9日）、台北、国史館所蔵蔣中正檔案：『特交文電』参、第6冊之4。
- 84) 前掲外交部総務司より蒋介石宛電報（1934年3月10日〔楊傑来電の転送〕）。備考：楊傑のソ連訪問に関する上記の情報は日本側はすばやく入手した。詳細は、有吉公使より広田外務大臣宛電報第157号（昭和9年3月12日）、外交史料館所蔵、B.1.0.0 C/R2。
- 85) 『日本外交年表並主要文書』下冊、284頁。
- 86) 蒋介石「日本之声明与吾人救国要道」（1934年4月23日）を参照、『總統蔣公思想言論總集』第12卷、197-198頁。
- 87) 中国国民党中央政治會議第407次会議記録（1934年5月9日）、台北、中国国民党中央委員会党史委員会所蔵、政治001/30。
- 88) 蒋介石日記（1934年5月5日）。
- 89) 詳細は、蒋介石「抵禦外侮與復興民族」、『總統蔣公思想言論總集』第12卷、302-317頁。
- 90) 詳細はストモニヤコフと蔣廷黻の談話記録（1934年10月16日）を参照。ДВП, Т.17, М., 1971, стр.640-644.
- 91) 蔣廷黻『蔣廷黻回憶錄』（台北、伝記文学出版社、1984年再版）、135-150頁。
- 92) 『蔣廷黻回憶錄』、153頁。
- 93) 蒋介石より孔祥熙宛秘電（1934年10月1日）、中国第二歴史档案館所蔵、全宗号3。
- 94) 日本外務省調査部『銀問題ニ関スル調査』（昭和11年6月）、89頁、東京大学東洋文化研究所所蔵。
- 95) ソ連外交官に対する駐英郭泰祺中国公使の談話（1935年2月8日）、詳細は、ДВП, Т.18, М., 1973, стр.69-72. なお、蒋介石は10月8日にアメリカ公使館武官との接見で、アメリカの間違ひ態度を直接的に批判した。蒋介石日記（1934年10月8日の条）。
- 96) 前掲蒋介石より孔祥熙宛秘電（1934年10月1日）。
- 97) 詳細は前掲ストモニヤコフと蔣廷黻の談話記録（1934年10月16日）、ДВП, Т.17, стр.640-644.
- 98) 同上。
- 99) 同上。
- 100) 『蔣廷黻回憶錄』、156頁。
- 101) 1935年以後の展開については、シリーズ研究の第2部として別稿で詳説するつもりである。
- 102) 詳しくは、注3）の拙稿を参照されたい。

〔付記：本論文は、「2000年度島根県立大学学術教育研究特別助成金」による研究の一部である。〕

キーワード 中国 日本 ソ連 汪精衛 蒋介石 連外制日 二重外交

(LU Xijun)